

五監公告第3号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年2月7日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

商工観光課

3. 監査の期間

令和5年11月29日～令和5年12月25日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>ひゃんで花火大会は大会実行委員会主催の行事であるが、は～とふる五泉館に勤務する会計年度任用職員に募金の集計を行わせている。</p> <p>本来実行委員会の業務であるものを市が行うのであれば、双方で必要な取り決めを整備されたい。</p> <p>また、取り決めにより市が業務を行うのであれば、現金の取り扱いに際しては、慎重を期し透明性を確保するため、マニュアル等により適正に管理されたい。</p>	<p>募金の集金は本来、実行委員会の業務でありますので、今後は主催者である大会実行委員会が集金を行うことを確認いたしました。</p>